

第六條

アル氏ハ備員ハ之ヲ特別會員ニ推薦シ地不
有志者ハ之ヲ贊助員ニ推薦スルモノトス
出場ニ在住スル前二項以外、モノニシテ本會
ニ趣旨ニ共鳴スル者ハ之ヲ準會員トス
準會員ニハ融通ニ関スル規定ヲ除キ本會
會則ヲ適用スルモノトス
入會ニ希望者ハ入會申込書ヲ差出スルシ
入會ノ申込ニ対シテハ理事會ノ調査ニ據
リ本部之ヲ許可シ會員章ヲ交付ス
特別會員及贊助員ハ本部役員會ニテ推
薦ス
退會セントスル者ハ會員章ヲ添ハ其旨ヲ届出
許可ヲ受クハシ

第七條

第八條

會員ニシテ本會ノ趣旨ニ反シ本會ノ体面ヲ
汚シ又ハ部落ノ紀綱ヲ紊スノ虞アル者ニ對シ
テハ理事會ノ調査ニ據リ本部之ヲ除名ス
會員章ノ没拂ニ関スル取扱ハ別ニ之ヲ定ム

第九條

第三章 役員

第十條

本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一 會長 一名
二 副會長 四名
三 理事 七名
四 書記 若干名

第十一條

會長及副會長ハ支部長中ヨリ之ヲ互選ス